

令和元年9月

江南市議会総務委員会会議録

9月11日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和元年9月11日〔水曜日〕午前9時27分開議

本日の会議に付した案件

議案第59号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第62号 江南市表彰条例の一部改正について

議案第63号 江南市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

議案第64号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第65号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第66号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第67号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第68号 江南市消防団条例の一部改正について

議案第69号 江南市火災予防条例等の一部改正について

議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

の所管に属する歳出

第4条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（8名）

委員長	東 猴 史 紘 君	副委員長	石 原 資 泰 君
委員	河 合 正 猛 君	委員	古 池 勝 栄 君
委員	稲 山 明 敏 君	委員	伊 藤 吉 弘 君
委員	大 藪 豊 数 君	委員	岡 本 英 明 君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議員	山 登 志 浩 君	議員	堀 元 君
議員	中 野 裕 二 君	議員	三 輪 陽 子 君
議員	片 山 裕 之 君	議員	長 尾 光 春 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松 本 朋 彦 君	議事課長	石 黒 稔 通 君
副主幹	前 田 昌 彦 君	主 事	山 田 都 香 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

企画部長 片 野 富 男 君

総務部長 村 井 篤 君

消防長 長谷川 久 昇 君

地方創生推進課長 河 田 正 広 君

地方創生推進課主幹 稲 波 克 純 君

秘書政策課長 茶 原 健 二 君

秘書政策課主幹 間 宮 徹 君

秘書政策課副主幹 田 中 元 規 君

秘書政策課副主幹 八 橋 直 純 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

貝 瀬 隆 志 君

市民サービス課主幹 向 井 由美子 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

影 山 壮 司 君

市民サービス課副主幹 丹 羽 克 仁 君

行政経営課長 安 達 則 行 君

行政経営課主幹 梶 田 博 志 君

行政経営課副主幹 亀 井 雄 介 君

税務課長 本 多 弘 樹 君

税務課主幹 須 賀 博 昭 君

税務課副主幹 三 浦 理 恵 君

収納課長 金 川 英 樹 君

収納課主幹 三 輪 崇 志 君

総務課長 高 田 昌 和 君

総務課主幹 浅 野 武 道 君

会計管理者兼会計課長 中 村 信 子 君

監査委員事務局長

小 林 悟 司 君

消防総務課長

高 島 勝 則 君

消防総務課主幹

日下部 匡 彦 君

消防予防課長

花 木 康 裕 君

消防予防課副主幹

山 本 育 男 君

消防予防課副主幹

畑 毅 君

消防署長

上 田 修 司 君

消防署東分署長

森 山 和 人 君

消防署主幹

杉 本 恭 伸 君

消防署主幹

栢 本 忠 幸 君

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。9月もよろしく申し上げます。

大変厳しい残暑が続いております。クールビズも可として進めたと思えますので、よろしく申し上げます。

当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る8月29日に9月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長は公務のため御退席いたします。ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第59号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを初め11議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力していただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときはその許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で

発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

議案第59号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第59号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から補正説明がございましたらよろしくお願いいたします。

○秘書政策課長 議案第59号につきまして御説明申し上げますので、議案書の8ページをお願いいたします。

令和元年議案第59号 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

次のページ、9ページから14ページには江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）を、次のページ、15ページから19ページには参考として新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員 これも本会議の中でしっかりと議論されて、余り聞くことはありませんけれども、その中で、委員会でも聞いてほしいという、そういう本会議での話もありましたので、その部分をちょっとお聞きしたいと思ひまして、期末手当がふえるパート、中に何人かいるということで、当然給与自体が減る方も何人かいるんですけれども、その辺の人数とか割合というのをちょっと教えてほしいんですけど。

○秘書政策課長 平成31年4月1日現在、週に10時間以上勤務する職員数で、簡易的に推計のほうをいたしますと、臨時職員、パート職員、嘱託員847人

中345人、約41%の方が期末手当の支給が受けられるものと考えております。

○伊藤委員　よくわかりました。

その中で、やはりちょっと気になるのが、本会議でもあったんですけども、パートへの説明をしっかりといただかないと、上がる方がいますので、賞与をもらって、そうすると今の扶養がもらえないとか、そういうことが出てきますので、一人一人条件が違うと思いますので、特に減る方も見えますので、そののところがしっかりと課長からリーダー、リーダーからまたパートという形になると思いますので、そののところがしっかりと説明して、後から不信感を起こさないような形でお願いしたいと思います。以上です。

○委員長　ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時32分　休　憩

午前9時32分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号　江南市表彰条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第62号　江南市表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　議案第62号につきまして御説明申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。28ページでございます。

令和元年議案第62号 江南市表彰条例の一部改正についてでございます。
次のページ、29ページには江南市表彰条例の一部改正する条例（案）を、
次のページ、30ページには参考として新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時33分 休憩

午前9時33分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号 江南市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第63号 江南市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 議案第63号につきまして御説明申し上げますので、議案書の31ページをお願いいたします。

令和元年議案第63号 江南市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正についてでございます。

次のページ、32ページには江南市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正する条例（案）を、次のページ、33ページには参考として新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願っています。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時35分　休　憩

午前9時35分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号　江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第64号　江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がございましたら願います。

○秘書政策課長　議案第64号につきまして御説明申し上げますので、議案書の34ページをお願いいたします。

令和元年議案第64号　江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のページ、35ページには江南市職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例（案）を、次のページ、36ページから40ページには参考として新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時36分　休　憩

午前9時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号　江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第65号　江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がございましたらよろしく願いします。

○秘書政策課長　議案第65号につきまして御説明申し上げますので、議案書の41ページをお願いいたします。

令和元年議案第65号　江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございます。

次のページ、42ページには江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）を、次のページ、43ページには参考として新旧対照表を掲げてお

ります。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 37 分 休 憩

午前 9 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第66号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がございましたらよろしく願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、議案第66号について御説明を申し上げますので、議案書の44ページをお願いいたします。

令和元年議案第66号 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、45ページには江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。次のページ、46ペー

ジから49ページまで、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いたいと思います。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　1点だけお伺いします。

法の一部改正ということで、旧姓併記の部分に関しては、当然改正したと思うんですが、全国一斉でされるわけでございますけれども、もう一つ、男女別の削除、これは多分、わからんですけれども、各自治体の判断だと思いますので、その辺のところの状況を、県内の状況とか近隣市町の状況がわかれば教えてほしいですけど。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　議員おっしゃられたとおり、今回の印鑑の条例の改正は、大きな2本の柱がございます。

1本は、先ほどおっしゃられました旧姓を併記できるようにしていくというものでございまして、これは住基法施行令の改正に伴いまして、県内でも全市町これに対応していくというようなことでございます。

それから、もう一本の柱でございます。性的マイノリティーの方への配慮といたしまして、性別の表記を削除するというのを提案説明のほうでも申し上げましたけれども、こちらのほうは県内でも徐々にこの性別を削除していくところがふえていまして、近隣でいきますと一宮市、春日井市、犬山市、大口町、扶桑町、こちらが既に印鑑の証明のほうから性別の表記を削除しております。それから、まだ削除していない、性別表記をしているところが、小牧市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市というところがまだ性別が残っているという状況でございます。現在、この近隣でいきましたも半分半分ぐらいの状況ではございますが、徐々にやはりこれは削除していく方向になっていくということでございまして、この改正に合わせまして、江南市のほうにおきまして削除させていただきたいということでございます。

○伊藤委員　県内の状況はわかりますか、大体。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　済みません、県内のほうはちょっと今、全県の市の状況はちょっと持ち合わせておりません。済みません。

○委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時41分 休 憩

午前9時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第67号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がございましたらよろしくお願いいたします。

○総務課長 議案第67号につきまして御説明申し上げます。議案書の50ページをお願いいたします。

令和元年議案第67号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

51ページには江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、52ページには条例（案）の新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時42分 休 憩

午前9時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号 江南市消防団条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第68号 江南市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありまたらお願いいたします。

○消防総務課長 それでは、令和元年議案第68号について御説明申し上げますので、議案書の53ページをお願いいたします。

江南市消防団条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、54ページをごらんください。

江南市消防団条例の一部を改正する条例（案）でございます。参考といたしまして新旧対照表を55ページに掲げております。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩します。

午前9時43分 休 憩

午前9時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 江南市火災予防条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第69号 江南市火災予防条例等の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がございましたらよろしくお願いします。

○消防予防課長 では、議案第69号について御説明申し上げますので、議案書の56ページをお願いいたします。

令和元年議案第69号 江南市火災予防条例等の一部改正についてでございます。

江南市火災予防条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものがございます。

提案理由といたしましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に關す基準を定める省令の一部改正等に伴い、所用の整備を図る必要があるからでございます。

57ページをお願いいたします。

江南市火災予防条例等の一部を改正する条例（案）でございます。

改正の内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、58ページをお願いいたします。

江南市火災予防条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でござい

ます。

初めに、江南市火災予防条例の一部改正第1条関係でございます。第29条の5第1号につきましては、閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る文言の見直しに伴い、作動時間が60秒以内を、種別が1種に改めるものでございます。

続きまして、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用火災警報器等の設置を免除できることになったことから、第5号の次に新たな免除規定を追加し、第6号を第7号とするものでございます。

次に、59ページをお願いいたします。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例の一部改正第2条関係でございます。

附則の平成32年4月1日を令和2年4月1日に、平成31年7月1日を令和元年7月1日に元号を改めるものでございます。

恐れ入りますが、57ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第69号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○伊藤委員　この法改正なんですけれども、この改正された背景を少しだけ教えていただきたいのと、もう一点なんですけれども、この特定小規模施設、これは市内に多分あると思うんですけれども、市内にどれだけあるのかということと、今まで指導というか、そういうダブルでつけてみえるところがあったのかということをお聞きしたいです。

○消防予防課長　委員お尋ねの今条例の背景なんです、住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、共同住宅の一部が宿泊施設の用途に供される場合が増加することが想定されることから、こうした防火対象物における消防用設備等の設置基準を合理化等するものでございます。

市内にどれだけの施設があるのかという御質問なんです、市内に対象となる施設は12カ所あります。そのうち4カ所で特定小規模用自動火災報知設

備というものが設置されております。

最後の御質問なんですが、二重でついているところはあるのかという御質問なんですが、これはもともと特例で二重につかないようにということで免除しておりましたので、実質的に二重でついている施設はございません。

○伊藤委員 わかりました。江南の場合の指導としては、特例で今まで免除しておったということですよ。はい、わかりました。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時49分 休憩

午前9時49分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

企画部

の所管に属する歳出

第4条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

○委員長 続いて、議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、企画部の所管に属する歳出、第4条 地方債の補正のうち、臨時財政対策債を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、企画部秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がございましたらよろしくお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の200ページ、201ページをお願いいたします。

最上段、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の給与管理事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて、総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がございましたらよろしくお願いいたします。

○行政経営課長 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の196ページ、197ページをお願いいたします。

最上段の9款1項1目1節地方特例交付金でございます。

次にその下、10款1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

はねていただきまして、198ページ、199ページをお願いします。

18款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下の19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

最下段の21款1項市債、4目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、200ページ、201ページをお願いいたします。

上段の2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費、補正予算額は4億6,147万7,000円で、江南市財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、別冊でございます。

令和元年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、最上段は9款地方特例交付金、10款地方交付税は普通交付税、18款繰入金は財政調整基金繰入金、19款繰越金は前年度繰越金でございます。

最下段の21款市債は、臨時財政対策債でございます。

以上となります。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○河合委員 1点だけ、現在、きょう現在でもいいんですけど、先月現在の財調の残高、本会議でもあったと思う、9億何がしと言われたんですけど、幾らですかね、今。

○行政経営課長 財政調整基金の残高でございますけれども、本会議でもございました9月補正予算をお認めいただいた後は9億8,000万ということでございます。

○河合委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

○総務課長 総務課所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の200ページ、201ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項6目行政事務費。201ページ、説明欄の中段、土地開発公社運営事業で7,679万円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。
- 河合委員　　1点だけ、この補正予算の7,679万、これというのは2件分ですよね。
- 総務課長　　そのとおりでございます。
- 河合委員　　一件一件ってわかりますか。言えないかな。
- 総務課長　　わかりますが、ちょっと。
- 河合委員　　はい、わかりました。結構です、そうしたら。
- 委員長　　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時55分　　休　　憩

午前9時55分　　開　　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第80号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号　平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

○議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の92、93ページをお願いいたします。

92、93ページの上段から、はねていただきまして、96ページ、97ページの中段、総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がございましたらよろしくをお願いします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の64ページ、65ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の12款2項1目1節総務管理手数料、備考欄は上から4段目の地縁団体証明手数料でございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

72、73ページの中段の14款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、地方創生推進課の元気な愛知の市町村づくり補助金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段やや下の15款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、80ページ、81ページの上段をお願いいたします。

16款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

下段の19款5項2目1節市町村振興協会基金交付金とその下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入、87ページの備考欄は上から9行目になります地方創生推進課の市勢要覧売りさばき収入から、その4行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、96ページ、97ページをお願いいたします。

96ページ、97ページの以下、歳出でございます。

中段の2款1項1目の地方創生推進費でございます。

そこからはねていただきました100ページ、101ページの下段、備考欄では秘書政策課の手前の地域連携事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　何点かありますので、たつたつと聞いていきます。済みません、申しわけございません。

最初のシティプロモーション事業の中の12節役務費で、その中の広報配布人材派遣手数料、これは58万4,315円とあるんですけど、これはこういった形で、何人でやってみえて、何チームでやられているのかちょっとお聞かせください。

○地方創生推進課長　こちらにつきましては、シルバー人材センターのほうに委託をしております、2人1組で4チーム、合計8名の方で市内を回っていただいて配布をいただいております。

○伊藤委員　わかりました。

続きまして、ホームページ運営事業の中の臨時職員が結構250万とあるんですけども、この臨時職員の方というのはどういう仕事をやってみえるんですか。

○地方創生推進課長　こちらにつきましては、お二方、臨時職員の方に来ていただいております、1名につきましてはホームページの更新の事業に携わっていただいております。もう一名の方につきましては、ツイッターですとかフェイスブックの関係ですとか、またホームページの更新の補助的な作業、それから庶務のような業務を担っていただいております。

○伊藤委員　これからもずっとその2人は継続されるということですかね。

○地方創生推進課長　今年度ですけれども、ホームページのほうをリニューアルしたいということで、CMSのほうを導入してまいります。それによりまして、1名の臨時職員につきましては今年度限りというふうに考えております。

○伊藤委員　わかりました。

続きまして、PR事業の中の13節委託料で、パンフレット作成等委託料、これは300万ぐらいあるんですけども、これはどういうパンフレットを何部つくられたのか、大きさですけれども、その後、配布先ですね、どこに配布されて置かれたものなんでしょうか。

○地方創生推進課長　こちらのほうにつきましては、江南市が最大の課題というふうに考えております知名度の向上、それから移住・定住の促進を目的としまして、市民目線の魅力等を紹介しましたパンフレット1万部とポスター、A4とB2各100部を作成いたしました。そちらを主なターゲット層と

して考えております子育て世代の方が多く集まる名古屋駅を中心に、おおむね20キロ圏内の市町、一宮市ですとか春日井市、小牧市といった20キロ圏内の市町のショッピングセンター、それから飲食店といった商業施設、また主要な駅、JRですとか名鉄、地下鉄の主要な駅にも配布・掲示をさせていただいております。

○伊藤委員 そのパンフレットというのは、実際置いたんですけれども、実際なくなつたというか、どれだけの方が持っていかれたのかということは何かわかりますか。

○地方創生推進課長 パンフレットにつきましては、ほぼ持って行っていただいたということで、さばけたということでございます。

○伊藤委員 わかりました。

続きまして、市民活動推進事業の中の19節負担金、補助及び交付金71万2,000円なんですけれども、これもいつも公募型ということで応募されるチームの方もお見えになるんですけれども、何チームの方が応募されて、採用されたのが何チームなのかということをお聞きしたいです。

○地方創生推進課長 平成30年度につきましては、9件の御応募をいただきまして、7件の事業を採用しておるところでございます。

○伊藤委員 採用方法というのは、どういう基準で選ばれるんですか。

○地方創生推進課長 こちらのほうにつきましては、募集をさせていただいた段階で、一度相談会という形で相談を受けさせていただいております。その後、書類審査と、それから公開の場でのプレゼンによる審査を行っております。審査員につきましては、市民協働・市民活動推進協議会の委員ですとか、市の企画部長と地方創生推進課長も審査員として参加しております、こちらのほうが審査をさせていただいて、1人50点満点で平均30点以上の得点を獲得した事業について採用していくというような流れになっております。

○伊藤委員 公募型なんですけれども、これは毎年ちょっと応募人数は違つておるとは思うんですけれども、その辺の推移というのはわかりますか。毎年同じような方が応募されているのか、ここ数年件数が多くなつているのかということで、その辺のところはわかりますか。

○地方創生推進課長 平成30年度につきましては、先ほど申し上げましたよ

うに7件の採択をしております。申しわけございません、採択件数で申し上げさせていただきたいと思います。29年度につきましては9件、28年度につきましては8件、27年度につきましては5件というような状況でございます。

○伊藤委員 わかりました。

続きまして次のページ、101ページですけれども、地域団体支援事業のところで、まちづくり協力金ですね、各区のほうに渡しておると思うんですけども、今、何組協力金を出しているかわかりますか。町内会とかかなりあると思うんですけども。

○地方創生推進課長 現在、区につきましては134区、町総代も含めまして134区でございます。

○伊藤委員 わかりました。

あと1点だけ、済みません。一番下に、101ページの地域連携事業の中で、19節負担金、補助及び交付金の中でリニア中央新幹線建設促進愛知県、この辺の期成同盟会分担金とあるんですけど、これはどういったものなんでしょうか。これは必ず入らないかんものなのか、どこに事務局があるものなのか、その辺のところをちょっと簡単に教えてください。

○地方創生推進課長 こちらにつきましては、現在、加盟しておりますのは愛知県の全市町村が加盟をさせていただいております。

それから、賛助会員としまして江南商工会議所様、青年会議所様、江南市看護協会、それから農協さんのほうにも賛助会員として名を連ねていただいております。

それから、同盟会の事務局につきましては、愛知県都市整備局交通対策課のリニア事業推進室が担当課となっております。

○伊藤委員 わかりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑は。

○稲山委員 ことしのこのタウンミーティングというのは、やられたのかやられていないのかどちらなんでしょうか。

○地方創生推進課長 平成30年度につきましては、2回開催をさせていただいております。

○稲山委員 そうすると、支払いといえますか、賃借料だとか会場借り上げ

料とか、そういったものはどこに出てくるんですか。

○地方創生推進課長 予算の段階では、場所とか対象というのを決めておりませんでしたので、予算的に会場使用料等を上げさせていただいておりましたけれども、今回、平成30年度の2回につきましては、そういった経費がかからないような施設で行わせていただいておりますので、結果としてゼロというふうな状況になっております。

○稲山委員 ちなみに、どんなところでやられたのか、場所ってわかりますか。

○地方創生推進課長 平成30年度の1回目としまして、砂場の公会堂で、砂場区及び宮後中区の役員さんとのタウンミーティングを開催しております。それで、2回目は、古知野児童館でママと子のふれあいタイムに参加されている保護者、ママさんたちとのタウンミーティングということで行わせていただいております。

○稲山委員 わかりました。

市民活動推進事業の中の役務費の中の保険料、市民活動総合補償保険料とボランティア活動保険料があるんですけど、市民活動総合補償保険料というのは、一般質問なんかやらせていただいて、これをつけさせていただいたんですけど、現在29万840円ということで、保険料を払われておりますけれども、これを実際に今まで使われたといいますか、保険を支払われたという、そういった事案というのはあったのかないのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○地方創生推進課長 平成30年度につきましては、4件の対象となった事業がございます。

○稲山委員 どのような案件なんですかね、4件。

○地方創生推進課長 4件のうちの3件につきましては、学童保育の最中にけがをされたという案件でございます。それから、もう一件は、朝の立ち当番といいますか、旗当番の際にけがをされたということで、保険のほうをお支払いさせていただいております。

○稲山委員 わかりました。

そういった案件が出たということでありまして、こういった保険料と

いうのは、年々そういった事故とかそういったものがあると上がってくるものかどうなのか、ざっと予算的に見ると54万4,000円を今回つけさせていただいておるんですけれど、見ますと29万という、ちょっと6割ぐらいの保険料で済んでおるということなんですけれど、この点はいかがなんでしょうかね。

○地方創生推進課長　こちらの保険につきましては、対象となった案件があれば、保険を使ったということであれば、保険料が翌年度値上がりしていくというようなことをごさいます。ただ、予算の段階では、予算の見積もりということとらせていただいたときに、そこと実際の契約との差が出てきてしまっているというような状況をごさいます。

○稲山委員　わかりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらよろしくお願ひします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の86ページ、87ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

19款5項2目雑入、11節雑入で、87ページ、中段やや上、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

下段、2款1項2目秘書政策費でございます。

ここから少しはねていただきまして、108ページ、109ページ、市民生活費の前まででございます。

所管する該当箇所は、以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。
- 石原委員　　決算書の101ページにある上の秘書政策費の不用額が4,038万547円と多くなっておるんですけれども、主な原因は何でしょうか。
- 秘書政策課長　　この原因でございますが、職員手当の退職手当が主な原因となっております。退職手当の予算額は3億3,486万7,000円で、決算額が103ページ上段にありますとおり3億1,124万5,688円でございます。その差額2,362万1,312円が不用額となったものでございます。自己都合退職者の手当が見込みよりも少なかったというところでございます。
- 石原委員　　それでは、今の退職手当です。103ページですけれども、3億1,124万5,688円の内訳と人数を教えてください。
- 秘書政策課長　　退職手当の内訳につきましては、定年退職が11人、自己都合退職が17人、教育長の任期満了に伴う退職手当となっております。教育長を含め合計29人分でございます。
- 石原委員　　今の自己都合の退職者が17人ということが多いんですけれども、役職別の内訳はわかりますでしょうか。
- 秘書政策課長　　課長級が1人、副主幹級が1人、主査級が1人、主任級以下が14人の合計17人でございます。主任級以下の割と若い職員が多くなっておりますが、これは次の目標へ向かって転職されるケースなども多くなっておるといってございませう。
- 石原委員　　結構です。
- 河合委員　　お聞きします。この成果報告書はあなたのところですよ。それで、ちょっと調べたんですけど、ちょっとことしがらっと変わったなあという気がして、平成28年、29年、30年と比較したんです。そうしたら、ページ数がめちゃくちゃ減っておる。28年と比べると75ページも減っておる。何が減ったかなあと見ておると、掲載事業数が五十何項目が減っておるんですよ。これは、どうしてこんなにたくさん削ったのか、理由を教えてください。
- 秘書政策課長　　今回、戦略計画から第6次総合計画へ移行したことに伴い、総合計画におけるPDCAサイクルをより実効性のあるものにするため、掲載内容や掲載事業の見直しを図ったものでございます。

掲載する基準につきましては、これまで戦略プロジェクトを中心に、過去から掲載しておりました経常的な事業につきましても各課の判断により掲載しておりましたが、掲載基準が曖昧なこともあり、今回見直しにより掲載基準を整備させていただいたものでございます。掲載基準といたしましては、毎年12月に全員協議会でお示しさせていただいております実施計画に掲載した政策的事業について、その取り組み結果を掲載することとしております。12月に公表しております実施計画がP D C Aサイクルのプランに当たる部分になりまして、今回の成果報告書がC、チェック、評価に当たる部分となります。実施計画と成果報告書の整合性を図ることにより、P D C Aサイクルをより実効性のあるものにするものでございます。

掲載対象外となりました経常的な事業につきましても、各担当課において決算状況を把握しておりますので、必要に応じて資料請求をしていただいたり、御質問をしていただければ御回答はさせていただけるものと考えております。

また、働き方改革として時間外勤務の削減が求められている中、全庁的な職員の負担軽減を図るといった観点からも、今回掲載事業を見直し、一定のルールのもと資料作成が効率的に進められるよう整理させていただいたものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○河合委員　　今、課長がそれぞれ聞きに行きなさいということなんだけれども、少なくとも成果の状況で項目がありますよね。その予算というか、決算は載らないんだよね、全部が全部。だから、非常にわかりにくいなと思うのと、それと決算額が今までは載せていなかったんだけど、今回から決算額は載るようになったんだけど、前年と比較をしたいと思うと、この状況では比較できないやん。平成28、29は決算額が書いていない。平成30年度は決算額が載っておるもんで、前年はどうだった、その前はどうだったと比較できるんだけど、今回、比較ができないんだけど、何でここは載らなかったですかね。

○秘書政策課長　　平成30年度から第6次総合計画がスタートしており、総合計画の成果体系が新しくなり、平成29年度以前の戦略計画に基づく成果体系と異なるため、平成29年度以前の決算額を表示することは難しくなったとい

うところでございます。

○河合委員　同じ事業なんかは、本当は掲載できるんだけど、細くなっちゃうで、確かに仕事量がふえるでいかんけれども、ということは、来年度、令和元年度の決算については出てくるわけだ、平成30年度と令和元年度が、ということでもいいですか。

○秘書政策課長　はい、そのとおりでございます。

○河合委員　やはり我々、市民と意見交換会とかいろいろやるんですけども、議会としてもこれが頼りなんですよ、はっきり言うと。もう少し細かく書いてもらわんと、非常に我々が答えにくいかなあと。例えば、ちょっとページ数忘れてまったでいかんけれども、例えばコミュニティ・スポーツというのがあるわね、それぞれの地域で。人数は載っておるんだけど、決算が幾らかかったというのは載らんね。そうすると、今、課長が言われたように、それぞれの課へ行って聞いてこないかんということになっちゃうんだけど、せめてこの成果状況の部分だけでも載らんかなあという思いがあるんだけど、その辺はどうでしょうか。

○企画部長　今いろいろと御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

細かいところにつきましては、冒頭、課長のほうが申し上げさせていただきまして、非常に細かい作業を職員がしておりましたので、そこをちょっと削減させていただいたということで、まずは御理解をいただきたいと思います。

また、後段の委員からいただきましたもう少し考慮をということでございますので、また改めてちょっと御相談申し上げて、余り時間外が発生しないような状況の中で対応させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○河合委員　先ほども言いましたように、我々議員は、市民との語る会とか意見交換がそれぞれあるもんですから、市民の皆さんが興味を持っておるところをぱっと調べると決算額がないんだわね。そうすると、突然言われたときに困ってまうもんで、できることなら、もう少し細かくというか、やっていただきたいなあと思います。要望です。以上です。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

○伊藤委員 関連しておるんですけれども、やはり今までの成果報告書、確かに大変だったと思うんですけれども、実際、先ほど河合委員が言われたように、我々の市民との意見交換の折の参考資料と、また私が思うのには当然各課・各係異動がございますよね、職員の異動が。そのときに、これがあれば、かわってきた係員が一目瞭然でわかるんですよね。そういうメリットも僕はあったと思うんですよ、異動があつて、この課は一体どういう事業をやっているかと、見える化というんですか、そうするとそれにも役立っていたと思うんですけれども、そうすると、異動があつたときに重立った事業はわかるんですけれども、細かい予算にはまらない事業もありますし、まだ大分カットされましたんで、実際この見える化にならないもんですから、新しく来た職員がまた、この係は、このグループは何をやっておるかわからへん場合がありますんで、そういうことも含めて、やはりここに載っているのをもう少し、内容等も数字等ももう少し入れていただいて、事務事業をカットしたのは仕方ないにしても、もう少し数字なんかもしっかりと入れていただいて、やっぱり成果も、もう少し活動指標もふやしていただいて、この事業だけでもいいもんですから、もう少し細かくわかりやすくしていただきたいなど、要望ですけれども、お願いします。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、暫時休憩します。

午前10時24分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、市民サービス課について審査いたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課の決算について御説明を申し上げます。

最初に、歳入について説明をさせていただきますので、決算書の58ページ、59ページの中段やや下をお願いいたします。

12款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課所管分で、備考欄、布

袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）で
ございます。

次に、3枚はねていただきまして、64ページ、65ページの上段やや下をお
願いいたします。

12款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で、備考欄、戸籍手数料から個人
番号カード再発行手数料までの6項目でございます。

2枚はねていただきまして、68ページ、69ページ、最上段をお願いいたし
ます。

13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード
交付事業費補助金から社会保障・税番号制度システム整備費補助金までの3
項目でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、中長期在留者住
居地届出等事務費委託金でございます。

2枚はねていただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたしま
す。

14款2項1目1節総務管理補助金の市民サービス課所管分で、備考欄、消
費者行政活性化事業費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、74ページ、75ページの下段をお願いいたしま
す。

14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態調査事
務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

6枚はねていただきまして、86ページ、87ページの中段をお願いいたしま
す。

19款5項2目11節雑入の市民サービス課所管分で、備考欄、地方庁推奨事
業費助成金から有料広告掲載料までの5項目でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出について御説明をさせていただきますので、大きくはねてい
ただきまして、108ページ、109ページの上段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。

市民生活費につきましては、ここからはねていただきまして、112ページ、113ページ中段の備考欄、市民相談員事業までとなります。

また、その下の2款1項4目男女共同参画費につきましては、このページ下段の備考欄、男女共同参画推進事業までとなります。

続きまして、大きくまたはねていただきまして、148ページ、149ページの中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、ここからはねていただきまして、152ページ、153ページの中段、備考欄、住民基本台帳等窓口事業（支所）までとなります。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員　　主要施策の成果報告書の248ページの3の成果の状況というところでございます。

消費生活相談の件数、目標450に対して619件と非常に多いんですけれども、内訳としてはどのような相談が多いんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　平成29年度から消費生活相談につきましては、これまで28年度までは週2回で行ってございましたところ、消費生活センターを設置いたしまして、常時の相談、開設をいたしました。

それによりまして件数のほうが伸びていっておるわけでございますけれども、相談内容といたしましては、やはり一般的な商品購入に係るトラブルが多いのは確かでございますけれども、それ以外にも、やはり時代を反映してといいますか、インターネット上での契約トラブルであるとか、あと化粧品だとか健康食品なんかの通信販売についてのトラブル、初回お試しと思って購入したけど、定期購入の契約であったとか、そういった相談が多くなっています。あと、相変わらず架空請求、はがきが届いたという相談もございますけれども、こちらのほうは、もうさすがに皆さんわかっていらっしゃるのか、はがきにつられて電話をしてしまったとか、そういった相談ではなくて、単なるこういったはがきが届いた、これは詐欺でしょうというような情報提

供に関する相談が多くなっております。

○石原委員 わかりました。今のお話で大体わかったんですけども、多分、今、目標450に対して、前年の基準値ベースがないと思うんですけども、多分今のようなことがあって多くされたということでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 平成29年から消費生活相談のほうを常設いたしました。昨年目標値がもっと少なく、昨年の成果報告の目標値は80件という目標値でございました。実績値として484件という実績値が上がってきましたので、常設をしたというところもございまして、この目標値のほうは見直したということでございます。

○石原委員 はい、結構です。

○伊藤委員 関連しておるんですけども、今の質問の中で相談ということで、どういう体制でやられておるんですか。何人で、どういう体制でやられておるのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 消費生活相談につきましては、現在、月曜日から金曜日までの9時から5時までの常設をしております。相談員は、現在4名雇用をしております、毎日1名ずつの交代勤務、1日の勤務をしていただいております。

○伊藤委員 これで十分、今間に合っているということですよ。相談件数がふえてきておるんですけども、それで対応できているということですよ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 はい、現在のところは相談に関しては何とか対応ができているということでございます。

○伊藤委員 わかりました。

同じく関連して、先ほどの石原副委員長の、その下の成果指標名の下に弁護士等の専門家による相談件数ということで、これも決算書の中にも法律等相談事業ですか、ここだとは思うんですね。法律相談委託料も約200万ぐらいがあると思うんですけども、その辺のところ、どのぐらいの件数の相談があったのかということと、どんなような内容の相談があったということをお聞かせ願いたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 法律等相談事業、弁護士等の

専門家による相談の件数ということで指標を上げさせていただいております。

その内訳でございますけれども、まず弁護士による法律相談の件数が320件、それから司法書士の方による登記相談が94件、同じく不動産相談が23件、人権擁護委員による人権相談が16件、それから行政相談員による行政相談が1件、それから多重債務相談が6件、土地家屋調査士の方による相談が2件、行政書士の方による相談が25件、不動産コンサルタントの相談が7件、それから成年後見制度に関する相談が4件といったような内訳でございます。

○伊藤委員　そうすると相談内容がわかりましたけれども、例えば相談する場合においては、こういった形で相談するのか、例えば予約制なのか、何分ぐらいの相談時間をいただけるのかということをごちゃごちゃとお聞かせ願いたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　この法律相談に関していきますと、法律相談は予約制でございます。1件当たり20分の相談を半日ですので、10こま分、毎週木曜日、午後ですけれども、設けております。相談に関しては、事前にシートのほうに相談内容のほうをまとめて書いていただきまして、20分の中で効率的な相談ができるようにとお願いをしておるところでございます。

○伊藤委員　わかりました。

その中に、市民相談員事業と、またここがあるのでよね。報酬も約239万5,000円があるんですけども、この相談というのは、また先ほどの相談とはちょっと違うと思うんですけども、これはこういった形でやられているのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民相談員の方ですけれども、市職のOBの方に現在は嘱託員という形でお勤めをいただいております。月曜から金曜まで常設でさまざまな相談を受けさせていただいております。

平成30年度につきましては、合計で338件の御相談がございました。相談内容につきましては、非常にさまざまございまして、近隣トラブルに関する事、相続に関する事、その他不動産に関する事、行政関係のサービスに関する事など、非常にさまざまありますけれども、ひとつ余談ではございますけれども、昨年度、台風被害が江南でも出たんですけども、そ

の直後には何件か台風でうちのガレージの屋根が飛んでいって、隣の車を傷つけたといったような責任問題の相談が何件か来ました。

○伊藤委員 わかりました。

あと、成果報告書の中で246ページ、成果状況の中で仕様にございますように、ちょっとごめんなさいね、その下の課題ですね、成果の要因分析、施策の課題の中で、窓口対応もピーク時には人員不足のため、来庁者が滞留し混雑が生じるとあるんですけれども、これはどのぐらい混雑、時間帯とか何かありますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 基本的に、まず時的にいえば、年度末・年度初め、こちらがやはり住民移動で非常に件数が多くなります。窓口のところに列ができて、市民の方をどうしてもお待たせしてしまうというふうな状況が発生いたします。

それから、短期的な部分で申し上げますと、やはりゴールデンウィーク明けであるとか、年末年始の連休明け、それから月曜日と金曜日、こちらが全体的にやはり窓口のほうは来客者数が多いという状況にあります。

○伊藤委員 この滞留時間は、最長どのぐらい待つものなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 正確にはかったことはございませんが、やはり長い列ができますと、30分程度はお待ちいただくことがあるかもしれません。

○伊藤委員 その解消方法はないものなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 今言いました年度末・年度初めの時期につきましては、柔軟にパート職員のほうを増員いたしまして、対応をしておるところでございますけれども、今後ともそういった形で柔軟にパート職員のほうを増員するなどして解消に努めてまいりたいと考えております。

○伊藤委員 あと1点なんですけど、250ページで男女共同参画社会の形成ということで、男女共同参画の宣言都市ということで、江南市宣言しているわけですが、これは県内でもいまだ江南市だけなんですよね。非常にこの辺のところは気になるところで、女性の委員の登用率ということがあるんですけれども、実際93.6%があるんですけれども、実際、審議会が幾つあ

って、女性が入っていない審議会、実際どのぐらいあるものなのかということをお聞かせください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　この審議会等における女性委員の登用率ということで、実績値が24.8%ということになっております。これは、江南市で所管をしております35の審議会を対象にして調査を行っております。その中で、現在男性のみの委員で構成されておる審議会は7つの審議会がございます。

○伊藤委員　このあとの7つの審議会は、女性も入れれる審議会なんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　はい。基本的に男性のみといったものではございませんので、今後も女性の登用をしていただくように働きかけを行っていきたいと考えております。

○伊藤委員　そうですね、やっぱり女性のほうを登用していただいて、女性の意見も非常に大切な部分があるものですから、せっかく宣言している都市なもので、その辺のところをしっかりとPRというか、ぜひとも勧誘していただいて、審議会の中に登用していただくようお願いいたします。

そのあと、上の男女共同参画に関するセミナー等への参加割合ということで、これは曇りマークになっているんですけども、その辺のちょっと理由というのを教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　この男女共同参画に関するセミナー等への参加割合といったものが、これは対象をハッピーライフ講座といたしまして、3回の講座を行っておるものを対象にしています。1回当たり20名で3回ですので、最大で60名の定員があるわけですけども、そちらに対しましてこの平成30年度は40名の参加ということで、66.7%という実績値になったものでございます。ちなみに、このハッピーライフ講座は、令和元年度もう既に終了をしておりまして、定員60名に対しまして参加者48名で、実績値が80%ということになっております。

○伊藤委員　わかりました。以上でいいです。

○委員長　ほかにございませんか。

○岡本委員　一般会計のほうの109ページですね。布袋ふれあい会館の維持

運営事業、そちらの清掃委託料なんですけれども、774万9,000円かかっていると思うんですけれども、こちらのほうはその内容の確認と、その費用対効果、どういうふうに評価されているのかをちょっとお聞きしたいです。お願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 布袋ふれあい会館の清掃委託料でございます。こちらのほうは、7社による入札により業者を決定しております。現在は新生ビルテクノという会社が受託をしているということでございます。庁舎内全ての清掃業務をお願いしておりますので、布袋ふれあい会館のほうも、実際に施設管理に当たる職員についてはそれほど多く配置はしておりませんので、正規職員が2名、それからパート職員が5名というような体制で月曜から金曜、それから土曜、日曜も開館をさせていただいている施設でございますので、その庁舎清掃といったところに当然手が回らないということで、清掃のほうを委託しておるところでございます。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。

○伊藤委員 関連して、今の維持運営事業の中で、修繕料が142万9,032円とあるんですけれども、施設が古くなってきているんですけれども、これは重立った修繕があって、今後どのような修繕をしていくかということはちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 修繕料でございます。大変高額な修繕料がかかっておるんですけれども、まずその中で、代表的なものを申し上げますと、一つが非常用照明灯でございますが、こちらが切れていたり、光量が不足しているといった電球がございましたので、こちらを21灯取りかえの修繕をいたしました。それから、南側の外壁に亀裂が見られまして、浮いてきたもんですから、こちらをたたいて撤去した後でモルタル補修をさせていただいております。こちらも修繕をさせていただいております。それから、浴槽用のジェットポンプと言いまして、お風呂の水をポンプで循環させるんですけれども、そこに軽度の水漏れが発生しておりましたので、こちらのパッキンの交換など、そういった修繕を行っております。代表的なものは、そういったところでございます。

○伊藤委員 今後の予定等がありますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 まだちょっと来年度予算確定がしておりませんのであれですけれども、今年度の修繕予定、先ほど非常用照明灯の取りかえ修繕が21灯取りかえ修繕を行ったと申しましたけれども、全部で設置数が34灯ありまして、残り13灯の取りかえ修繕を行う予定でございます。

あと、今年度もう既に終了しておりますが、防火シャッターのバッテリーが交換期限が来ておりましたので、修繕をいたしました。

○委員長 ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から説明がございましたらお願いいたします。

○行政経営課長 それでは、行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、最下段の2款地方譲与税から58ページ、59ページの中段、10款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

上段、15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、行政経営課の江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページの中段、17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、行政経営課の江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下段、18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページの中段、20款1項市債、7目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。

下段、2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費から116ページ、117ページの中段、備考欄、公共施設整備事業基金管理事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、368ページ、369ページをお願いいたします。

下段、12款1項1目公債費でございます。

はねていただきまして、370ページ、371ページをお願いいたします。

上段、13款1項1目予備費でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　3つほどちょっと質問があるんですけども、最初、115ページの行政経営推進事業ということで、愛知県の職員の方を派遣していただいておりますということで、非常にこれは大事なことだとは思いますが、愛知県の職員の技術を学ぶということで、非常に大事なことだと思っておりますけれども、現在、何名どこの課に配属されているものなんでしょうか。

○行政経営課長　県の職員の派遣ということで、行政経営課におきまして副主幹級ということでお一人配属のほうをさせていただいております。期間は2年間ということで、今年度と来年度の予定というところでございます。

○伊藤委員　これは、派遣される課はわかりましたけれども、例えばこの課に派遣してほしいという希望があった場合に、例えば私の課にも派遣してほしいということはできるんでしょうか。

○委員長　暫時休憩します。

午前11時04分　休　憩

午前11時04分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○伊藤委員　済みません。あと、行政事業レビュー、これもたまに聞かせてもらいたいですけれども、事務事業をそこで市民の方にいろいろ検討していただくという事業なんですけれども、この事業というのは、こういった形で選ばれるんでしょうか。各課が出したものを、例えばどこで精査して、こういった形で絞ってやられるかということをちょっとお聞きしたいです。

○行政経営課長 行政事業レビューでございますけれども、事業の抽出に当たりましては、まず各課から1事業ということで、平成30年度におきましては29事業をピックアップしていただいております。こちらのほうは、行政経営課のほうから各課のほうに依頼をかけまして、1事業ずつ上げていただいたと。そこから絞り込みということで、2次選定ということで、8事業にまず絞っております。この選定作業につきましては、まずは職員におきます内部において選定をしてまいりまして、行政事業レビューに際しまして行政事業検討委員会という外部有識者で構成する委員会も設置しておりますので、委員会の承認を得て8事業に2次としてまず選ぶと。最終的に3次選定を行いまして、これが4事業に絞り込むというところでございまして、こちらにつきましては外部委員の行政事業検討委員会において事業選定をしていただいたという流れでございます。

○伊藤委員 わかりました。

あと1点だけなんですけれども、この成果報告書の256ページ、ちょっと理解できんところがあって、3番の成果の状況の中で目標値が上になっていきますよね。それで実績者が1.3ということで、達成状況が185.7%とあるんですけれども、ちょっとその辺のところが理解できんもんですから、詳しく説明していただきたいと思いまして。

○行政経営課長 こちらは、成果の指標ということで、公共建築物の更新費用の財源不足額が解消された割合といたしております。財源不足額でございますけれども、公共施設の保全計画においては304.4億円というものが財源不足額ということで、計画のほうに載せさせていただいております。

基準値0.7、平成28年度ということなんですけれども、こちらは公共施設に関する基金が約3億円ございましたので0.7%と、実績値1.3%につきましては304.4億円に対しまして現状の基金が4億円ぐらいなんですけれども、カバーできているよということでその割り算で1.3%ということになっております。

○伊藤委員 内容はわかりました。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして御説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の54、55ページをお願いしたいと思います。54、55ページでございます。

1款市税につきましては、1項の市民税からずうっと下におりていただきまして、一番下でございます都市計画税までのうち、現年課税分が税務課の所管となります。

続きまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段でございます12款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料で、右側備考欄でございます証明手数料初め2項目でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段あたりにございます税務課分でございます。

土地整理図等コピー実費徴収金初め2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

138、139ページをお願いいたします。

2款2項1目税務費、右側の備考欄の人件費等から、はねていただきまして145ページでございます。上段でございます税諸証明書交付事業までが税務課の所管でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○伊藤委員 これは、本会議の中でもちょっと出たんですけれども、市税が減額されている、状況1億円を超えているということなんですけれども、実際、この二、三年の推移というのはどうなんでしょうか。

○税務課長 今のふるさと納税のという……。

○伊藤委員 ふるさと納税の、ページとしては54ページ、55ページの市民税の個人なんですけれども、その辺のところをちょっとお願いします。

○税務課長　　ふるさと納税に関しまして、寄附金税額控除ということで個人の市民税のほうから控除されるということでございます。

これまで過去3年間の数字を少し申し上げますと、28年度で5,117万9,000円ということでございます。28年度は5,117万9,000円。29年度になりますと9,593万2,000円ということで、約4,500万ほどふえております。30年度が議場で御答弁申し上げました1億1,984万1,000円ということで、こちらのほうは2,400万円ほど前年度に比べまして増加をしておるということでございます。

かなりな勢いで伸びておるということでございますので、まだ今後もこのような勢いで伸びるんじゃないかなというふうに推測をしておるところでございます。

○河合委員　　本当は地方創生で質問しなあかんかったんですけど、日本で泉佐野市497億、約500億、多分半分ぐらいお返ししておると思うんだけど、あれが法律違反じゃないと言うなら、江南市も思い切ってやったらどう、この際。

泉佐野市は、とにかくあれは法律違反か何かだからペナルティーしますよと言ったけど、裁判で国が負けたということは、あれは通るということなら、江南市も思い切ってああいうやり方をやれば、厳しい財源も多少はよくなるんじゃないかなと思いますので、部長、一度御検討を。

○総務部長　　担当課のほうとも協議いたしまして、検討させていただきます。

○委員長　　ほかにございますか。

○伊藤委員　　今度、法人市民税のことなんですけれども、現在、安良町と曾本町に企業誘致を進められておるわけなんですけれども、これは企業誘致を進めたのは当然、固定資産税とか法人市民税が、税収が期待されるわけでございますけれども、ちょっと参考までに和田工業用地ですね、それを誘致されていますよね。多分、これは平成7年か8年だと思うんですけれども、記憶の中では。阪神・淡路大震災のあったあたりだと思うんですけれども、その辺のところを大体どのぐらいが税収になったかということがわかるでしょうか。

○税務課長　　今、和田工業用地の企業に関しましての税収のお尋ねということでございます。

現状で、こちらの和田工業用地のほうにあります会社が19社ございます。そこからいただいておられます固定資産税、都市計画税、法人市民税の平成30年度の決算額が1億5,742万4,384円税込としていただいておるといふことでございます。

○伊藤委員　　今までずっとトータル的にですよね。

○税務課長　　スタートしたのが、平成7年度から税込のほうをいただいておるといふことで、毎年集計をしております。30年度現在の累計を申し上げますと38億4,434万2,784円が和田工業用地からいただいておる税込の累計といふことでございます。

○伊藤委員　　非常にいいと思いますけれども、ぜひとも誘致のほうを進めていただきたいと思うわけでございますけれども、安良町の税込といふのはまだわからない。

○税務課長　　まだ、済みません、こちらのほうは把握できておりませんので、また早速把握するようにいたしますのでよろしく願いいたします。

○伊藤委員　　わかりました。

あと、54ページの中でちょっとわからない内容があつて、この中段あたりの目で国有資産等所在市町村交付金ですか、これってどういったものなんでしょうか。

○税務課長　　国有資産等所在市町村交付金でございますけれども、こちらにつきましては、江南の市内に存在をいたします国や県が所有する土地、建物につきましては、道路とかいろいろありますけれども、使用の形態が民間のものと同様しているものにつきましては、固定資産税の相当分をいただくといふことになっております。具体的には、これは県の所有いたします県営住宅といふことで、布袋、東野、宮後、松竹、島宮の5つの県営住宅がありまして、そちらで家賃を取っておるといふことだと思っておりますけれども、その固定資産税分を市のほうに交付をいただいておるといふことでございます。

名前は交付金になっておりますけれども、固定資産税相当分といふことで、こちらの市税のほうに整理をしておるところでございます。

○伊藤委員　　わかりました。

あと、139ページの最下段、原付自動車等の標識交付事業の中で、藤花ち

ゃんのナンバープレートだとは思いますが、これは交付状況とか在庫等をちょっと知りたいんですけど。

- 税務課長 藤花ちゃんのナンバープレートにつきましては、50cc以下の原動機付自転車のナンバープレートといたしまして、平成26年度の市制60周年記念事業の一環として作製をいたしまして、1,500枚作製をいたしまして、新規でナンバープレートをお渡しする際に、御本人さんから希望がありましたらお渡しをしておるといような形で交付しております。

実績でございますけれども、平成26年度が233枚、平成27年度が185枚、平成28年度が144枚、平成29年度が133枚、平成30年度が118枚ということで、平成30年度末で813枚交付をしております。作成しました1,500枚から813枚を引きますと687枚が30年度末で在庫となっておりますという状況でございます。

- 伊藤委員 わかりました。まだ残っているということで、まだまだ長く続きますね。

141ページ、これはちょっと本当にわからんもんで、申しわけないですけど、教えてほしいんですけども、個人賦課事業の中で委託料なんですけれども、システム保守委託料というのが出てきて、またシステム借上げ料が出てくるんですけども、その辺のところは全然わからんもんで、ちょっと教えてほしいんですけど、済みません。

- 税務課長 最初に、13節委託料の一番上段にございますシステム保守委託料というのは、実は2つシステムの保守をお願いしております、1つがファイリングシステムといたしまして、確定申告とか給与の支払い報告書を御提出いただいたそのイメージを画面で見ることができるというものでございます。もう一つは、国税連携システムといたしまして、確定申告などの申告をいただいたら、それを私どもの住民税の賦課のシステムに取り込むようなそういったシステム、この2つの保守をお願いしております。

その下のシステムの改修委託料というのがございます。こちらにつきましては、今申し上げましたうちの最初に申し上げましたファイリングシステムというのがありますけれども、こちらのシステムの中に持っている元号で、今回、5月1日付で改元がございましたけれども、平成を令和に変えるような改修を行ったということで、こちらに計上をさせていただいております。

最後、ずうっと、14節の下から2番目にシステムの借り上げ料というのがございます。こちらは、地方税の電子申告の支援システムといいまして、こちらは地方税の申告が電子化、インターネットを通じてできるようになっておるんですけれども、その申告を私どもの住民税の賦課システムに取り込むためのシステム、これをリースしておるといものが上がっておりますので、それぞれ、済みません、内容が違ってわかりにくいんですけれども、システムというのはそういった内容になっておるといことで御理解をいただきたいと思ひます。

○伊藤委員　わかりました。

その下の19節負担金、補助及び交付金の中の地方税電子化協議会負担金というのが結構高額なんですけれども、この辺のところはどういった形の内容なんでしょうか。

○税務課長　今申し上げましたように、地方税の電子化が進みまして、事業所から給与の支払い報告書とか年金の支払い者から年金支払い報告書ということで、インターネットを通じで電子で申告をしていただくように進んでおるところでございます。また、法人市民税の申告ですとか、固定資産の償却資産の申告も今は電子でできるようにどんどんなってきたんですけれども、この電子で申告していただく仕組みをeLTAXといいまして、その運営には全ての地方公共団体がかかわっておるといことでございます。

今、御質問いただきました183万3,964円の内容といたしましては、事務局の運営の経費として、例えば121万円、それから今後システムの更新なんかがあるかもわかりませんので、その準備の資金として6万8,000円、それからシステム全体の運営維持管理をするための経費が111万7,000円など、合計して183万3,964円をこちらの協議会のほうへ支出しておるといものでございます。

○伊藤委員　わかりました。

あと、143ページ、土地調査評価事業の中の委託料ですね、鑑定評価価格時点修正委託料、これはちょっとよくわからんですけど、教えてください。

○税務課長　土地の評価につきましては、3年に1度、評価がえを行っております、平成30年度がその1年目の評価がえの年といことでございます。

2年目、3年目は評価額を据え置くというルールで進んでおるんですけども、現況は地価が上昇の傾向にあるのでいいんですけども、下がる場合、下落した場合につきまして、据え置きをいたしますと、納税義務者の方に不利な状況が生じますので、そういったことがないかどうかを確かめるというのがこの委託料になります。

江南市内全域を41カ所に区分をいたしまして、下落があれば即、評価につなげるというような、そういったイメージであります。1件当たり9,800円の消費税ということで、42万9,516円支出をしておるものでございます。

○伊藤委員 実際には地価が下がった、そういうポイントというのか、場所というのはあるんですかね。

○税務課長 平成30年度は、下落した地点は一つもございませんでした。

○伊藤委員 わかりました。

最後に1点だけ、成果報告書258ページ、ちょっと非常に言いにくいんですけども、誤りですね、課税誤りにより更正決定の件数ということで、基準値が6で10件の誤りが多分あったと思うんですけども、これってどんなようなミスをされたんでしょうか。

○税務課長 平成30年度中に賦課等に誤りがあったことが判明した件数が10件あったという、そういった内容でございます。

その内容でございますけれども、税目別で申し上げますと、個人の市民税で3件、固定資産税の土地で2件、家屋で1件、軽自動車税で4件ということで、合計10件ございました。

個人市民税の3件につきましては、住民税の納付書を通知した後に、仮に確定申告をした場合があるんですけども、そういった場合に上場株式に係る配当ですとか、譲渡所得というのは住民税上はもう算定から除きますよというルールが1つあるんですけども、今回、全国的に間違った取り扱いをしているということが判明をいたしましたので、江南市でも確認をいたしましたところ、平成26年度で2件、平成27年度で1件、誤った取り扱いをしていたということがわかりましたので、今回こちらへ計上をいたしまして、更正をしたというものでございます。

それから、固定資産税の土地の2件につきましては、土地の上に居住用の

建物が建っておりますと、住宅用地の特例の適用ということを受けまして、固定資産税が軽減されるという制度があるんですけども、住宅用地の適用漏れがちょっと2件あったということでございます。

家屋の1件につきましては、取り壊した家屋が課税台帳上から消すことを処理されておらず、引き続き課税をしていたということが判明したため、更正したというものでございます。

軽自動車の4件につきましては、新しい情報をシステムに職員が入力をするということになっておるんですけども、その際にボートトレーラーといひまして、ボートに乗せて引っ張る牽引車みたいなやつ、被牽引車があるんですけども、それをちょっと誤って自家用貨物という種別に誤って入力をしたなどのケースが4件ございましたので、全体で10件の誤りがあったということでございます。

○伊藤委員　今お聞きした中で、やむを得んようなことが、多分6件はじゃないかなあと思うんですけど、最後の4件、これは完全なミスですよ、完全な勘違いですよ。そういうことは絶対ないように、しっかりと指導していただきたいということを申し上げまして、終わります。

○委員長　ほかにございませんか。

[挙手する者あり]

○委員長　今、委員外議員からの申し出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

○長尾議員　申しわけありません。委員外議員として長尾が確認させていただきます。

歳入のほうの55ページに記載がありますが、軽自動車税のところでは不納欠損額が出ていますけども、これは当たり前のように毎年のように出ていて、未収もこの金額が出ていますけども、軽自動車で、私の認識では通常車検するときに未納がある場合は車検が通らないとか、という形で毎回納税証明書を持ってこいという形で言われているんですけども、そういうような状況の環境の中でこれが発生するような要因というのはどういうのがあるのか教えていただけますでしょうか。

○委員長　暫時休憩します。

午前11時29分 休 憩

午前11時29分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長 それでは、収納課の所管につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から、下段の5項都市計画税までのうち、滞納繰越分に該当するところでございます。

大きくはねていただきまして、次に74ページ、75ページをお願いいたします。

中段、下の14款県支出金、3項1目1節徴税費委託金でございます。

続きまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

80ページ、81ページ、最下段から1枚はねていただきまして、82ページ、83ページの上段をお願いいたします。

19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

次に、同ページ中段やや下、19款5項1目1節滞納処分費、少し下がりにして、下段の同じく2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出に参ります。

大きくはねていただきまして、144ページ、145ページをお願いいたします。

中段少し上、2款2項2目収納費、右側の備考欄、人件費等から、はねていただきまして149ページ、上段少し下、右側、備考欄の納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 河合委員 成果報告書の260ページ、口座振替加入率についてですが、これだけ不納欠損も、年間国保も含めると約3億円欠損していますよね。滞納も6億か、まだ収入が払われていないのがあるんだけど、やはりここも口座振替加入率を高くすればするだけ収納率は上がると思うんですよ。だから、この目標も37.9なんて低過ぎるもので、少なくとも50%、これって全体の口座加入率、市税だけ。
- 収納課長 ここは、市税でございます。
- 河合委員 じゃあ、国保は。
- 収納課長 国保のほうは、済みません、国保の現在の目標ではなく、実績で申し上げますと、国民健康保険税は30年度でいきますと54.5%の加入率でございます。
- 河合委員 だよ。だから、市税も口座振替加入率が非常に低いのではないかなと思いますし、例えば学校給食とか、保育料とか、そういうのはどこで、全部ここに含まれている、別々、ここはあくまで市税だけ。
- 収納課長 市税だけでございます。
- 河合委員 この統計も、確かに大変かもしれんけど、江南市全体の振替加入率を一度出してほしいなと思います、それぞれの課で。例えば国保はどうだよ、介護はどうだよ、学校給食はどうだ、たくさんあると思うんだけど。ここの低いのが一番の問題じゃないかなと思いますので、確かに大変かもしれんけれども、口座振替を極力一生懸命お願いをして、ここの加入率を上げれば上げるだけ滞納がなくなると思いますので、ぜひ部長、陣頭指揮で頑張っていたきたいと思います。
- 総務部長 各課において、どのような徴収が必要なものがあるか等も含めまして、一度そういった状況がどんなような状況になっているか、確認をしながら、できるものからやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長 ほかにございませんか。
- 大藪委員 収納の関係で、現在、名古屋市などにおける市民税とか県民税及び固定資産税、軽自動車税等がクレジットカードを介して収納ができるよ

うになっておりますが、例えばクレジットカードとあわせて、今 P a y P a y だとか楽天ペイだとか、そういったものもあります。そういった方向で移行する計画というのはございませんでしょうか。

- 収納課長　　今お話のございましたクレジットカードによる収納、クレジット納税ですけれども、以前からも議会等で御質問をいただいております、調査・研究のほうをしているところでございますが、まずクレジットカード収納は、カード会社が一括して本人からかわって納付していただけるので、確実に納付していただけることが見込まれるんですけれども、また御本人さんにはポイントもつく、あと時間帯も自宅でもということが、利便性が図られておるところですけれども、ただ、ちょっとクレジット納付には課題もあるかと考えておまして、まずは決済手数料ですね、こちらのほうが高額になるため、納税者本人にも負担をお願いすることになります。

また、あとはインターネット環境、全ての方がお持ちかどうかというようなところもございまして、まだ研究段階ではありますが、ただここ数年で導入する自治体が増加しているということもありますので、当市といたしましても、導入の自治体での利用実績でございますとか、あと費用対効果の研究をするとともに、全ての納税者にとって納付しやすい方法というのを一番に考えて慎重に検討していきたいと思っております。

- 大藪委員　　ありがとうございます。

特に最近では、決済手数料のほうはかなり低額になってきていますよね。私どものほうも、非常にクレジットカードが使いやすくなっていますし、それからあと各ペイメントなんかを見ていまして、手数料ゼロなんていうところも出てきているのが現状でございます。そういったところも鑑みて、今後ぜひとも積極的にこういったものを支払い、滞納者の中で、たまに滞納者なのにクレジットカードを持っているなんていう人を見受けられると聞き及んでいます。ぜひともよろしく願いいたします。以上です。

- 委員長　　ほかにございませんか。

- 岡本委員　　先ほど、長尾議員がフライングいたしましたけれども、軽自動車税の滞納ということで、こちらについてどういった原因があるのか、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

- 収納課長 軽自動車税の不納欠損でございます。軽自動車税のどういう場合の滞納かというところからのということになりますと、軽自動車税の場合、車検があると、四輪の場合、車検があると。にもかかわらず、2年、3年超えて滞納というケースがございますけれども、こういう場合、見受けられます中には、車両自体はもう本人が持っていない、業者に売られて、ただ御自身が江南市のほうに廃車の手続をされていないといったようなケースが考えられると思います。
- 岡本委員 手続ミスということは、その業者も手続をされない、市民もそれをやらないというだけのことですか。それは市としては、把握されているということですか。
- 収納課長 収納課としては、特に確実に把握という形ではないんですけれども、中にはそういったケースも過去にあったということで答弁させていただきましたが、全ての方が廃車されたままですとかということではないかとは思いますが、ただ車検のない二輪の原付ですとか、バイクに関しては非常に多くございます。友達に譲ったとかと御本人はおっしゃるんですけれども、そのままという形が、これは実際お話をして、滞納があるということを説明いたしますと、もうとっくに手元にはないんだよということで、そういう方には手続のほうを早急に進めていただくようお願いはさせていただいております。
- 大藪委員 今の話を聞いてなんですが、もう額も額ですから、例えば広報なんかを利用して、例えばこんな原付、家で眠っていませんかとか、よくバイクの買い取り業者がやりますよね、税金かかりますと、多分皆さん知っていると思うんですよ。でも、そこに要するにナンバーのついたエンジンが故障して走らない原付があったりとか、例えばさっきの軽自動車に関しては、税金は払っているんだけど、車検が切れていてそのまま放置してある車というのは、この該当する金額に出てきますよね。だから、こういったものを、例えば今現在皆さんのお持ちの車のチェックをしてもらえませんかみたいな、一度やられたらいいと思うんですが、どうでしょうか。
- 河合委員 知らんわけないんでしょう、相手は。来るんだから、あれは。だから、知らんわけなくて、払わんということだわね、故意ですわ。全然、

納付書が来なければわからないで済んでいってまうんだけど、実際には納付書が本人持っておるんだから、わざと払わんというか、もう使っておらへんで払わんでええわというような感覚なんだよね。だから、もっと厳しくいかないといかんと思うよ、俺は。ちゃんと納付書送っておるんだもん。

○収納課長　　今の話、おっしゃるように、恐らく本人は当初の納付書ですと、もう自分の手元にはないということでそのままということがあるかと思いますが、その後収納課のほうで数回にわたる催告、その文面に滞納処分という言葉も出てきますので、そこで反応していただいて、あれば納めていただく、なくても実際そのときの分は納めていただくんですけれども、そこで反応されるというケースが多いと思います。

○委員長　　ほかに。

○稲山委員　　ナンバープレートの管理というのはどうなっておるのかな。この課とは違うんか。違えばまたあれですけど、江南市、ナンバープレートを藤花ちゃん……。

○収納課長　　収納課では管理はしておりません。

○稲山委員　　税務課か。ごめん、それならいかんわ。

○委員長　　暫時休憩します。

午前11時44分　　休　憩

午前11時45分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようですので、暫時休憩します。

午前11時45分　　休　憩

午後1時02分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたら、よろしくお願ひします。

○総務課長　　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出決算事項別明細書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、備考欄の総務課分13件でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の13款国庫支出金、3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

下段の14款県支出金、3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

その下、4節統計調査費委託金でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

上段の4項6目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

その下、15款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入でございます。

その下、2節使用料及び賃借料、備考欄の総務課分2件でございます。

最下段になりますが、2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

中段の19款諸収入、5項2目雑入、10節電話料収入、備考欄の総務課分でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

中段の11節雑入、備考欄の総務課分10件でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、116ページ、117ページをお願いいたします。

中段の2款1項6目行政事務費、備考欄、人件費等から、126ページ、127ページ中段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

次に、少しはねていただきまして、152ページ、153ページをお願いいたし

ます。

中段の2款4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から、158ページ、159ページ上段の2款5項1目統計調査費、住宅・土地統計調査事業まででございます。

大きくはねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。最上段の11款1項1目庁舎等施設災害復旧費でございます。

以上が歳出でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　3つの事業についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

まず最初、117ページの顧問弁護士活用事業ということで77万7,600円ということで、これも私、前一般質問したんですけれども、専用の常勤の弁護士を雇ったらどうですかと、そうしたら課長ぐらいの給料は支払うんじゃないかということで、一応とりあえず顧問弁護士のほうでオーケーという、今のところはこの相談で十分間に合っておるということなんですけれども、そうした中で、この顧問弁護士の相談した件数、その辺のところをちょっと内訳を教えてくださいんですけど。

○総務課長　平成30年度で申し上げますと、20件ございます。その内訳としまして、全課に広くまたがっております。具体的にいきますと、台風21号の影響による賠償についてとか、福祉課でいきますと、給付費の請求に係る時効の起算日の取り扱い等について、そういった関係がございます。

○伊藤委員　これは相談する場合には、どういった形で、電話なのか、例えば文書なのか、それで回答を迅速にいただけるものなのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○総務課長　まず、総務課宛てに相談内容の概要を書いた文書をいただきます。それを弁護士宛てにファクスを送ります。それを見ていただいた後、担当課から直接電話、もしくは訪問して相談に乗っていただくというものでございます。

○伊藤委員　これは全て20件とも解決されたんですか。

○総務課長 はい、解決したと聞いております。

○伊藤委員 わかりました。

あと2つお聞きしたいです。

125ページ中段ですけれども、PCB廃棄物処理事業ということで、これは非常に処理には問題になっているPCBなんですけれども、これは一応登録料というか、次の今の搬入、登録準備委託料とかあるんですけれども、この辺のところをどんなふうに進められるのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思ひまして。

○総務課長 まず平成30年度におきまして、蛍光灯の安定器につきまして、分解できるものは分解し、中の本当に高濃度のPCB部分だけを抜き出したものを委託したものでございます。

それで、総重量として980キロをJESCOという処理会社に荷姿登録をしたものでございます。

○伊藤委員 これ金額は幾らぐらいなんですか。

○総務課長 金額……。

○伊藤委員 事業費、例えばこれは委託料ということなんなんですけれども、廃棄するのには実際幾らぐらい。

○総務課長 一応、今のところ2,767万6,000円、これは運搬費込みで見込んでおります。

○伊藤委員 わかりました。

あと1点なんですけれども、その下の本庁舎空調設備等更新事業ということで、設計費が組まれているんですけれども、これはこういった形で工事を進められるのか。1年でするっと変えられるのか、2年にまたがるのかということとか、今ガスなんもんですから、また再度ガスにするのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思ひます。

○総務課長 まず、工事計画でございませう。

今のところ2年の予定を考えております。1年目はファンコイル、各部屋についている空気の吹き出し口を交換いたしまして、2年目につきましては、地下にあります冷温水機を交換する計画を立てております。

あと空調の方法でございませうが、現在についているナチュラルチラーという

吸収式冷凍機でございますが、そちらと同じ方式をとる予定でございます。

○伊藤委員 基本的には、ガスからガスにかえて、冷温水発生装置とか、クーリングタワーとかいろいろあるんですけど、それをつるっとかえられるということなんですよ、基本的には。

○総務課長 そのとおりでございます。

形式は現在と一緒にですが、そういったものについては全て交換する予定としております。

○伊藤委員 これは、例えば単市というか、リースとかじゃなくて、そのまま単市でやられるという。

○総務課長 事業費としては単市でございますが、今済みません、計画につきましていろいろ検討しておりますので。

○伊藤委員 契約方法は。

○総務課長 はい。

○伊藤委員 リースかもわからないという。

○総務課長 それを今検討中でございます。

○伊藤委員 検討中ですか、わかりました。以上です。

○委員長 ほか。

○河合委員 関連で、きょう地下のエアコンが壊れておるんだけど、あれは築というか、何年に納入して、今後どうするのか。暑かったよ、地下。

○総務課長 済みません、けさ壊れたので報告を受けましたが、申しわけございません、ちょっと今そちらの資料を持ち合わせておりませんので、一応今、修理会社のほうには修理の手配をしています。まだちょっと業者さんが見えていないということで。

○河合委員 また修理費要るとなったらどうなる。

○総務課長 またそのときは相談させていただきます。よろしく申し上げます。

○河合委員 家賃をとっておるで、早く直さないかん。

○総務課長 努力させていただきます。

[発言する者あり]

○委員長 ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午後 1 時 12 分 休 憩

午後 1 時 13 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて会計課の審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長 では、会計課の所管について御説明させていただきますので、決算書の82ページ、83ページをお願いいたします。

会計課所管の歳入でございます。

上段の19款 2 項 1 目市預金利子、1 節預金利子でございます。

2 枚はねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

19款 5 項 2 目雑入、11節雑入の会計課所管分は、中段やや下、業者用納品書売りさばき収入、愛知県証紙売りさばき手数料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、会計課所管歳出でございます。

少しはねていただきまして、136、137ページをお願いいたします。

下段の 2 款 1 項 8 目会計管理費、人件費等から、はねていただきまして、138、139ページ上段、徴税費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○河合委員 今の83ページの預金利子 1 万 7 1 3 円、これは何の預金利子。

○会計管理者兼会計課長 会計課で管理しております歳計現金、こちらを現金の余裕のある時期に、具体的に申し上げますと、6月下旬から9月中旬ぐらいまで現金の余裕がある時期に、現在ですと3カ月ほどの定期預金で運用させていただいております運用分の利息でございます。

○河合委員 今、年間通してどれぐらい運用しておる、10億、100億、結構あるよね、運用は。

○会計管理者兼会計課長　こちらの歳計現金の運用につきましては、具体的には7億円を運用させていただいております。

○河合委員　それで1万円か。

○会計管理者兼会計課長　こちらは実を申し上げますと、会計課で所管している分で、こちらに計上させていただいておりますのは、一般会計の分と歳計外の分でございます。あと特別会計の分は、残高に応じて配分をしておりますので。

○河合委員　まさかと思うけど、元本保証の投資ですよ。それ以外はやっていないよね。

○会計管理者兼会計課長　こちらは江南市ペイオフの範囲内で運用している分でございます。

○河合委員　マイナスになるような運用はしていませんよね。

○会計管理者兼会計課長　具体的に申し上げますと、現在のところは運用のできる範囲というのがペイオフの範囲内で運用をさせていただいているということで、それ以外の分については、今おっしゃっていただいているような元本をマイナスとなるような運用については実施しておりません。

○委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について御説明申し上げます。

決算事項別明細書の158、159ページをお願いいたします。

中段の2款6項1目監査委員費で、右側備考欄の人件費等から、160、161ページの上段、監査委員会関係事業の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらよろしくお願ひします。

○消防総務課長　それでは、消防本部消防総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

歳入歳出決算事項別明細書62ページ、63ページをお願ひいたします。

最初に、歳入でございます。

中段でございます12款1項6目1節消防使用料、備考欄にあります消防総務課、消防施設目的外使用料でございます。

次に、78ページ、79ページをお願ひいたします。

中段でございます15款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄にあります消防総務課、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、84ページ、85ページをお願ひいたします。

上段でございます19款5項2目8節公務災害補償基金支出金、備考欄にございます消防総務課、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

続いて、87ページをお願ひいたします。

19款5項2目11節雑入で、備考欄下段にございます消防総務課で、救急救命士賠償責任保険解約返戻保険料から自動車損害共済災害共済金まででございます。

次に、90ページ、91ページをお願ひいたします。

上段にございます20款1項5目1節消防債、備考欄にございます消防総務課、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、278ページ、279ページをお願ひいたします。

下段にございます9款消防費、1項消防費、1目消防総務費、備考欄にあります人件費等から、はねていただきまして、289ページ下段にあります消防車両整備保全事業（非常備）、27節公課費まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　済みません、ちょっと何点かあるんですけども、まず281ページ、救急救命士養成事業ということで、これも救急救命士の運用者数ということで成果報告のところの216ページにちょっとあるんですけども、本会議でも何回か出ていたんですけども、やはり実際救命士が不足しているということで、救命士が乗っていかない救急件数も去年は9件あったということで、救命士の人数が足りていないんじゃないかという話だったんですけども、そうした中で、この目標値が成果シートの中で17名となっているんですけども、ちょっとこれ計算ができなくて、前お聞きした19名が前の目標値だったんですけども、そのときは本署で1、2、3グループあるものですから4人・4人・4人の分署が2・2・2ということで、全部で18名プラス日勤で予備として1名で19名という積算根拠があったんですよ。

これを見ると、17名の積算根拠が全然読めないんですよ。本来は18名か、21名か、24名という形になると思うんです。当直でやろうとするとね、日勤を入れないとすると。

そのところが、この目標値の設定方法がちょっとわからないので申しわけないんですけども、なかなかその辺のところも多分説明できるかできないかわからなものですから、あえて聞きませんが、ぜひともこの辺のところを私の中では前の目標値が19なんですよ。救急件数がふえて、救命率が下がってきています。目標値は必ず21じゃないとだめなんですよ。下がることは絶対だめなんですよ。

だから、21にさせていただいて、次24名ということの答弁はありましたので、24名にしておくという、そういった目標値をだんだん上げてほしいという、あくまでも要望でございます、ここは。済みませんが、よろしくお願ひします。

あと、救命士の採用枠も設けてもらって、今回から救命士を採用するという方針なんですけれども、そうした中で、これもよくわからないんですけども、枠を設ければ救命士の学校を出た方がたくさん来るということもあり

ますし、また逆に、他市の救命士の枠もありますんで、そうするとどうしても救命士になってからの手当の関係も見える化なものですから、そこも比較されてしまうものですから、実際、救命士の1回の出動の手当が今幾らですか。

○消防総務課長 救命出動手当は、現在150円でございます。

○伊藤委員 ですよ。

普通の、例えば救命士以外の救急隊も150円で、救命士も150円と。そうすると、格差がないと、やはり救急救命士のなり手もなくなってくるわけですよ。実際お聞きしているところ、前は救命士のなり手も結構職員の中からいたということをお聞きしていますけど、最近はなり手がいないということもお聞きして、耳に入ってきています。そうしたことも含めて、やはり仕事をやられる救命士においては、手当ももう少し上げていただく。そうすることによって、救命士の枠をつくっても、またその江南市に応募してくる救命士の方がたくさんふえてくると思います。

そうすると、優秀な方もまた採れると思いますので、そうしたこともいろいろ検討していただいて、もう少しこの救急救命士という資格、これは大事な資格なんです。人を守るための資格なものですから、ぜひともそのことを安易に考えずに、もう少し救急出動、救急救命士向上に対してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今、救急救命士の資格取得者は何名ですか。

○消防総務課長 現在、救急救命士の資格を持っている者は27名です。そのうち、救命士として運用している者が17名でございます。

○伊藤委員 実際、前お聞きしていたのは、約50歳から救命士を外していくと、運用していかないということなんですけれども、実際お聞きした中では、50歳を過ぎた救命士も運用されている救命士がいるということで、実際、救命士が足りないからそういう形になっているんですよ。

その方の負担もふえてきておるということで、その辺のところをやっぱり、だんだん高齢になってきて出動もえらくなってきますので、そういったミスもまた出てくるかもわかりませんので、ぜひともそうしたことも考えていただくということをお願いいたします。

○稲山委員 違っておったらまた言うてくださればいいんですけど、前にも一般質問なんかでやったこともあるんですけども、保育士だとか、そういった関係の募集要項の中で、消防職員の募集をするときに、最初から救急救命士の資格のある人を採ったらどうだというようなことを一遍やったことがあるんだけど、毎年百六十何万で少ないだとか多いだとかと言われるぐらいだったら、もう最初からその資格要件で消防職員を採ったほうがいいと思うんだけど、その辺はどうでしょうかね。

今、専門学校か何かで取れるようなことも聞いておりますので、ですが、違っておったらやめてもらっても結構ですけど。

○消防総務課長 今の委員のおっしゃることですけれども、今年度、来年の4月1日採用の募集要項で、救命士枠で1名採用をしております。

○稲山委員 ですので、もう日本の社会というのは、資格社会というのは当然のことですから、もうそういった資格がなければやれないといった業務というのは、やっぱり特別職として、きちっとそういった枠をつくって採用していただけるように、人事の話であればこれ以上は言えませんが、そのように要望だけしておきます。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

○伊藤委員 消防団員の充足率100%が目標で、実際実績値が100%ということで、これも男性、女性も含まれているとは思いますが、余りにも市の職員の割合が他市町村に比べて非常に江南市は多いということで、前にも一般質問させていただいた答弁の中に、非常に江南市だけ突出しているんですよね。そうしたことが解消されているのかどうかをちょっとお聞きしたいです。

○消防総務課長 消防団における市役所職員の人数ですけれども、平成30年度は71人で、割合でいいますと35.5%です。今年度、令和元年度にありましては65人で、割合にしますと32.5%になります。

分団別でいいますと、1分団、40人に対して18人、2分団に関しては30人に対して14人、3分団、50人に対して15人、4分団、30人に対して8人、5分団、30人に対して9人、女性消防団、17人に対して1人という割合になっております。

○伊藤委員 わかりました。

この辺のところも徐々に減ってきておるといことなものですから、ぜひとも事業所の消防団員を入団させていただくように、消防団員の表示制度もごさいますし、そういうことも活用してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、281ページの福利厚生事業の中で、消防職員の被服等貸与品ということで約500万ありますけれども、これは基本的にはどういった形で、基準があって貸与されているものなのか、老朽化したものを貸与していくものなのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○消防総務課長 消防職員被服等貸与品でございすけれども、この主な内訳ですけれども、新規採用職員の被服一式、平成30年度は3人採用しましたので3人分です。

そのほかに職員の貸与被服としまして、活動服だとか、救急服などの支給、そのほかに防火着一式として支給をしております。

この支給内容、支給に関してですけれども、江南市の消防職員被服等貸与規定により貸与支給をしております。以上です。

○伊藤委員 わかりました。

次の283ページ、消防団運営事業（非常備）なんですけれども、この旅費が32万9,440円とあるんですけれども、先進地行政視察というのか、消防団員がどこかに行く旅費で、あと職員が随行していくという形で、その上の常備にあると思うんですけれども、これって昨年度はどこに行かれたんですか。

○消防総務課長 平成30年度は、平成28年12月に発生しました市街地密集地の火災で被害を受けました新潟県の糸魚川市の消防団を訪問し、研修をしております。

○伊藤委員 わかりました。

これも要望なんですけれども、実際、今回予算で非常にシーリングということで5%カットということもありますので、この辺のところもしっかりと残していただいて、これはやはり消防団員の資質向上といいますか、やはり先進地を見てきていただいて、次の火災等に生かされるものですから、その辺のところはしっかりと残していただいて、やっていただくようお願いし

たいと思います。

次に、同じく一番最下段、283ページの尾張水害予防組合の支援事業ということで、これも非常な負担金があるんですけども、これは実際、出動された方、何回出動されているんですか。訓練と、災害でもいいんですけども、その辺のところをちょっと教えてください。

○消防総務課長 平成30年の出動ですけども、水防としての出動は3件、延べ26人でございます。その他訓練としまして、水防訓練1件、延べ26人。合わせて合計52人でございます。

○伊藤委員 これは費用弁償というのと、1,800円という形ですか。

○消防総務課長 費用弁償でございますが、尾張水害予防組合から1,800円の支給がございます。

○伊藤委員 はい、わかりました。

これもやはり前、尾張水害予防組合を解散して単独でやったほうが良いという意見も他市町から出ていたということもお聞きしてはいますけれども、やはりそれもちょうと今そういうことは無理だということでお聞きしてございます。

そうした中で、これからの水害の、豪雨も、非常に地球温暖化によって五条川、木曾川、あと日光川ですか、氾濫の危険も非常に多いものですから、その辺のところをしっかりと、いざというときには水防団を活用して、何かあったら、常備もそうなんですけれども、水防団をすぐ出動していただいて、迅速に市民の安全を守っていただきたいということで、その辺のところもしっかりと、市役所職員が非常に多いので懸念はするんですけど、先ほどとリンクするんですけども、市のほうも当然通行動めとか、そういう人も要るものですから、そちらに割かれる人数もいますので、その辺のところがちよっと微妙なところで、消防団は水防団、市役所は災害の対応になってしまうものですから、そのところがあって先ほどお聞きしたものですから、もう少し水防団と消防団の市役所の職員が兼ねる割合を少なくして欲しいということでございます。

続きまして285ページ、中段にあります愛知県防災ヘリコプターの運営協議会負担金事業ということで、これも非常に負担金が多いんですけど、実際

これは江南市が要請された回数は、訓練、災害では昨年度は何回ぐらいでしょうか。

○消防総務課長 江南市が愛知県防災ヘリコプターを要請した回数ですけれども、平成30年度は出動要請はゼロです。ありませんでした。

訓練としまして、水難救助訓練など上空、工法合わせまして2件要請をしております。

○伊藤委員 毎年1件か2件は必ず木曾川の水難で呼ぶことが多分あると思うんですけども、今回はそういう事案がなかったということですよ。わかりました。

これも迅速に呼んでいただいて、すぐ対応をしていただくような形でお願いしたいと思います。

あと次のページ、287ページ、ちょっと気になるところがありまして、消防庁舎の外壁改修工事ということで、非常に工事が高かったということであるんですけども、その下の分団車庫等維持運営事業があるんですよ、その下段に。その中でも、一応修繕料として分団車庫が13万1,770円とあるんですけども、これも分団車庫が実際5つの本部車庫があって、実際、最初に建てた車庫がだんだん老朽化してきているんですよ。これは運が悪くとか、実際、丈夫につくっているALCなんですよ、外壁が。倉庫とは思えない、詰所とは思えない非常にすばらしい詰め所なんですけれども、ALCというのは非常に水に弱いんですよ。そうしたことを含めてクラックが何か入っていて、水漏れがしているという状況もちらちらと耳に入ってくるんですけども、その辺のところは実際こういった改修計画のはつくってみえるんでしょうかね、分団車庫においては。

○消防総務課長 第3分団本部車庫、そして第4分団本部車庫にありましては、平成31年3月に江南市公共施設定期点検結果を行政経営課のほうに報告をしております。

また施設の修繕予算もお願いしているところですが、他の市内の施設の優先度が高いため、もう少し時間がかかりそうなので、今後は定期的に損傷の進行を確認しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○伊藤委員 わかりました。

あと1点だけ済みません、申しわけございません。

次のページ、289ページ、ここは備品購入費で消防ポンプ自動車、小型貨物自動車とあるんですけれども、この車両の更新においては、これは更新計画年数どおりにされていてかえられたものなのか、実際その辺のところを前倒しでかえられたものなのか、その辺のところをちょっと教えてほしいんですけれども。

○消防総務課長 消防ポンプ自動車ですけれども、これは消防団の第3分団本部車両と第5分団の本部車両を更新いたしました。

第3分団の本部車両は、16年経過をしております。第5分団の車両にありましては、19年使用をしております。16年と19年と年数が3年違いますが、5分団車両にありましては、3年前、はしご車のオーバーホールとの兼ね合いで3年延期をいたしておりますので、年数が違っております。以上です。

○伊藤委員 ちょっとおくらせたわけですよ。その分だけね。オーバーホールと重なってしまったもんですから、予算がそのときに高かったもんで、ちょっとおくらせたということですよ。わかりました。

そうした中で、分団車両を今かえていくということなんですけれども、実際、知ってみえると思うんですけれども、道交法改正で準中型が必要ということで、免許の関係なんですけれども、その辺のところは今実際、消防団員さんの中で、この消防車両を運転できない、持っている方というのは何人いるんですかね。

○消防総務課長 平成29年3月12日の道路交通法の改正に伴いまして、それ以降に普通免許を取られた方は車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の車両を運転する場合は、準中型の運転免許が必要となります。改正前に普通免許を取られた方は、5トン未満まで普通免許で運転することができます。

現在、市内の消防団車両は、全て車両重量は5トン未満であるため、改正前に普通免許を取られた方は運転が可能でございます。しかし、消防車両の中でも6台が車両総重量4.4トンでありますので、3.5トン以上となります。改正後に普通免許を取られた人は、その6台は運転することができません。

現在、男性団員138名のうち6名の方が改正後に普通免許を取得しており

ますので、運転はできませんが、現時点では団運営上は問題ございません。

- 伊藤委員　今は問題ないということなんですけれども、実際、一宮市なんかは小型動力ポンプつき積載車にもうかえるという方針を持ってみえるんですよね、一宮市なんかは。実際、車両重量が少ない車両にかえていくという方針もありますし、この免許の関係なんですけれども、実際、今はいいんですけれども、将来、江南市のスタンスとして今の車両を維持していくのか、車両を軽量化にしていくのか。車両を軽量化していけば免許のことは全然関係ないんですけれども、車両そのままだと、実際だんだん準中型免許を持っていない方がだんだんふえてくるわけですよ。そうすると運転できない方がふえてきて、非常に出動に困難、常備消防はいつも同じメンバーが運転するものですから、機関員とか隊員を分けていくことはできるんですけれども、団員というのは集まった方が運転して出ていくものですから、誰が集まってくるかわからないもんで、かなりの方がこうした免許を持っていかないと、出動に支障があるということで、特に江南市の場合は、消防団員に依存する確率が非常に高いというか、実際、団員の協力を非常にいただいているものですから、そうしたことも含めて、今度の補助金を出して、例えば免許を取っていただく、そのかわり免許を取ってすぐやめていただくこれはまずいもんですから、免許を取ってから5年ぐらいは団員に残っていただくとか、そういうことの縛りをかけると逆に団員にまた残っていただけるという、そういうメリットもありますので、そうしたこともちょっと考慮して考えていただきたいという、これは要望です。以上です。終わります。

- 大藪委員　火災とか救急救助体制の強化というのが出ているんですが、222ページです。

成果報告書のこちらには書いてあるんですが、ちょっと気になったところがありまして、これは江南市における一つのポテンシャルになり得ないかなというところが一つあるのが、消防車が緊急通報の119番が起きてから、救急車ですね。

- 委員長　暫時休憩します。

午後1時41分　休　憩

午後1時41分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大藪委員 また次に質問します。お願いします。撤回です。

○委員長 ほかにありませんか。

○消防総務課長 済みません、先ほど男性消防団員の数ですけれども、138名とお答えしましたが、183名ですので訂正させていただきます。済みません。

○委員長 続いて、消防予防課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防予防課長 それでは、消防本部消防予防課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入歳出決算書66ページ、67ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段にございます12款2項6目1節消防手数料、備考欄にあります消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と煙火消費許可申請手数料でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入で、備考欄下段にございます消防予防課でコピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、288ページ、289ページをお願いいたします。

下段にございます9款消防費、1項消防費、2目消防予防費、備考欄にあります人件費等と、はねていただきまして、291ページ上段にあります火災予防普及啓発事業から、少しはねていただきまして、295ページ中段にあります液化石油ガス届出受理等事業、11節需用費まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員 293ページの最上段、初期消火協力支援事業ということで、初期消火の功労者の謝礼とあるんですけれども、実際、これは火災によって初

期消火に協力していただいた方の表彰とか、そういうときの謝礼だと思うんですけども、実際これは何人の方にそうした謝礼をお渡ししたんでしょうか。

○消防予防課長 お尋ねの初期消火協力支援事業の内容でございますが、平成30年は、車両火災の初期消火が1名、建物火災による救助、子供を救助していただいた事案がございましたので、そちらで4名の方を表彰、感謝状を贈っております。

○伊藤委員 それだって当然報道機関というか、マスコミを呼んでPRするというのか、そうしたことを取り組んでいると思いますけれども、この2件ともそうやってやられたんですかね。

○消防予防課長 そのとおりです。新聞機関など、報道機関に情報を提供いたしまして、防火・防災思想の高揚を図ることを目的として報道していただいております。

○伊藤委員 わかりました。

これは消火された方も当然そうなんですけれども、やはりそうしたことをPRすることによって、また、初期消火の方もだんだんふやすことができますので、必ずこういう表彰があったときには、報道機関を呼んでいただいて、理由を、趣旨を説明していただいて、新聞に載せていただくと。それによって消防もPRになるし、初期消火のこれから啓発にもなりますので、ぜひともそういうことも今後続けていただきたいと思います。必ず報道機関を呼んでください。

次に、その下の予防技術者受験手数料、これはちょこちょこ出てくるんですけども、3つぐらい。予防技術者受験手数料ということで、実際の予防業務に当たる上には資格が必要ということで、その辺のところはちょっともう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○消防予防課長 委員お尋ねの予防技術者検定手数料と申しますのは、予防技術者試験資格、予防技術資格者の資格を取得するための検定手数料をいいます。

詳しく申し上げますと、この資格は、消防力の整備指針という規定に基づき、火災予防に関する高度な知識、技術を要する者として、消防庁長官が定

める資格を有する者をいいます。

これらの資格には種類がございまして、防火査察、2番目に消防用設備等、3つ目に危険物という3種類の資格がございまして、3つの項目に分けて申請手数料として上がっておるものでございます。

○伊藤委員 実際、今の業務をやられる上において、その3つの資格を持った方が携わっているということではないですか。

○消防予防課長 はい、そのとおりです。

○伊藤委員 資格というか、受験されたのは、実際にこの人数をふやそうとしてやられたということ、当然人事異動もありますので、そうしたことのないように、資格者の欠員がないように受験を受けさせたというんですか、資格者をふやしているということではないですか。

○消防予防課長 これも消防力の整備指針において示されておるんですけども、その担当職に予防技術資格者を1名以上配置するものというふうに規定されておりますので、それを充足させるために1名ずつという形で受験させております。

○伊藤委員 わかりました。これも必ず必要な資格なものですから、人事異動もそうなんですけれども、異動してきた新しい職員が持ってみえなかったら、必ず受験資格を取らせていただいて、必ず専門職の方が指導に当たっていただくようにこれはお願いいたしておきます。

その下は防火対象物立入検査事業ということで、これは前、成果報告書にあったんですけども、なくなってしまったんですけど、その辺のところはちょっと懸念されます。実際、議員の皆さんもこれによって議案質疑も結構されていたという記憶があるんですけども、非常に防火対象物がたくさんあって立ち入り検査が少ないということで、その辺のところをもう一度概略だけ、実際に平成30年度にやられた概略だけというか、実績だけ教えてください。

○消防予防課長 委員お尋ねの防火対象物の立入検査事業の件なんですけど、本年度は主要施策評価のほうから外れておりますので、数字をお伝えいたします。

3,060件の防火対象物に対しまして、立ち入り検査を行ったのは年間で370

件となっております。その370件の中で、改善指示を出したものが367項目ございまして、実際に改善をしていただいたものが253という数字ですので、改善率としては約69%となっております。

○伊藤委員 わかりました。

実際、かなり立ち入り検査が少ないということで、その辺は逆に今度218ページ、成果報告書を見ていただきますと、逆に危険物施設なんですけれども、これは100%になっていますよね。目標値が100%で、実績が100%で、危険物に対しては非常にいいという結果ですよ。

その中で、実際この前も一般質問でもあったんですけど、宮田地区のある企業が油の漏えいということがありましたんで、ちょっとお聞きしたいんですけども、その企業には危険物施設があったんでしょうか。

○消防予防課長 委員お尋ねの会社なんですけれども、私どもも現地を確認しに行ったところ、危険物を持っている施設ではありませんでしたので、危険物施設としての登録はありません。

○伊藤委員 わかりました。この油漏えいというと、いきなりやはり田畑に、特に田んぼの用水に流れていきますので、拡散が非常に激しいですよ。

非常に一瞬にして財産を失うということもありますので、田んぼの被害があつて、そういうこともあつて特に危険物施設というのは非常に立ち入り検査が重要なんですけれども、この目標値100というのは、多分、例えば100施設があつて100カ所、100施設とも立ち入り検査をしたということで100%だと思うんですけど、実際立ち入り検査をして、その指導があつて、指導の改善結果の件数が100なら100%でいいと私は思うんですけども、その辺のところはただ立ち入り検査だけで100%では何かおかしいような気がするものですから、その辺のところの考え方ですね、指導件数が何件あつて、改善されたのは何件あつたんでしょうか。

○消防予防課長 お尋ねの危険物施設の立ち入り検査の件なんですけれども、市内に387の施設を把握しております。実際に立ち入り検査に行っておるのは、その全て、387件に対して立ち入り検査を実施しております。

その中で、不備事項等がありまして、改善の指示を出したものが33件ございます。それに対して改善していただくということで報告をいただいたのが

33件で、100%として優良危険物施設として上げさせていただいております。

○伊藤委員 わかりました。

この前の佐賀県の豪雨のときでも、油がすごく流出して非常に被害があったということなものですから、特にこういう危険物施設なんかは、非常に立ち入り検査が重要で、指導して改善するということで、今改善率が100%とお聞きしましたので、非常に安心したわけでございますので、ぜひとも今後も引き続きしっかりと立ち入り検査をして、指導をしていただくようお願いいたします。終わります。

○委員長 ほかにございますか。

長尾議員から本件に関して、委員外議員としての発言をしたいとの申し出がございしますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員 たびたび申しわけありません。

委員外議員としてまた一つ質問させていただきます。

今、伊藤委員から成果報告書の218ページの話が少し出ていたんですが、そこに関連したところで一番下の成果状況、住宅用火災警報器の設置率のところについて確認をさせていただきたいのですが、私の記憶では住宅用の火災警報器については、消防法で義務づけられているという認識がありまして、基本的には100%が目標値でなければまずいかと思っております、それが今回69%と、218ページの成果報告書はなっています。69%という形になっています。これは去年70%だったんですが、ことし69%にわざわざ減らしている、100%が理想かと思っているところで69%にわざわざ減っている理由は何でしょうか。

また、それに対して70%で達成しています、101%とあって、ちょっとこれは私にとってはうれしい数字ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○消防予防課長 議員お尋ねの数値の件なんですけれども、この平成28年の66%という数字は、その当時の数字を基準として定めておりますので、この

66%の数値に関しては、過去の実績という数字でありまして、現在はことしの6月1日に調査を行いまして、江南市内では72%の設置率ということで、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて消防署について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

○消防署長　それでは、消防本部消防署所管の歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、決算事項別明細書66ページ、67ページをお願いします。

下段にございます13款1項3目消防費国庫負担金、内容につきましては、67ページ備考欄、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページをお願いします。

中段にございます17款2項1目基金繰入金、内容につきましては、81ページ備考欄、消防署、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、294ページ、295ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費から、302ページ、303ページの下段、教育費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○大薮委員　救急車についてお伺いします。

各地域でこの救急車が、通報が入ってからその目的の場所まで到着する時間というのが、全国的に競われていると言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、例えば全国で見極めて、京都市なんかですと6分19秒ということで、この京都市に次いで名古屋市が次に早いというふうにお伺いしておりますが、江南市、地域がそんなに広くないです。そんな中で、結構これは市

の持っているポテンシャルとしては、本当に市内外に自慢できる部分があるのではないかなと思っての質問なんですけど、実際、救急車が通報があつてから自宅に到着、もしくは目的地に到着するまでに平均何分何秒ぐらいで到着しているんでしょうか、お尋ねします。

- 消防署長 委員お尋ねの入電から到着までの時間ですね。過去3年間の平均になります。これが6.6分ということになりますので……。失礼しました、平成30年だけでした。平成30年中の救急事案に対しての現場到着時間ですが、6分36秒になります。
- 大薮委員 早い。全国順位でいうとどれぐらいになるんですか。
- 消防署長 申しわけありません。ちょっとそこまでは把握しておりません。
- 大薮委員 早いですよね、これ。早いほうですよね。
- 消防署長 個人的には早く行くようにしておりますので。
- 大薮委員 では、私も胸を張ってこの分数については自慢します。ありがとうございます。以上です。

[発言する者あり]

- 伊藤委員 関連して聞きません。地元は遠いような気がするんですけど、あえて聞きません、河野までの時間は。
301ページの最下段、緊急消防援助隊事業ということで、これは多分西日本の豪雨のときも出ていってみえると思うんですけども、これは何日ぐらいで、何人ぐらい出ていったんでしょうか。
- 消防署長 平成30年度緊急消防援助隊ですけども、平成30年7月豪雨の災害に、岡山県倉敷市真備町へ消火隊として5名、そして後方支援隊として2名、合計7名の職員が、7月7日から7月10日までの4日間出向しております。
- 伊藤委員 わかりました。急に出ていけという指令が来るものですから、待ったなしで出ていくわけですけども、現在、こうした登録車両というのは何台あるんでしょうね、緊急援助隊の登録車両。
- 消防署長 江南市はタンク車と化学車と救急車、あと後方支援隊として1台、合計4台が登録されております。
- 伊藤委員 実際登録されていると、国庫ですかね、緊援隊の補助というこ

とで、結構国の補助が受けられるということで、なかなか登録も難しいんですけども、登録台数が4台ということで、これもこの台数を維持していただいて、非常に厳しいとは思いますが、次の車両更新のために何とかこのまま引き続き登録をしていただきたいなというのと、あと実際、行く場所がある程度決まっているんですよね。指定されているんですよね。どこで災害が起こったときに江南市が行くとか、事前に登録されているものですから、その辺のところもやはりしっかりと周知していただいて、またいざというときに出れないようなことのないように、しっかりとその辺のところを職員に徹底していただきたいと思います。

あと1点だけ、いいですか。

次の303ページの指令機器等整備・保全事業の中のテレドーム回線料が68万1,072円とあるんですけども、実際、テレドームから、今回6月から廃止になったということで、これのかわりは何をどうすればよかったですかね。その辺のところをちょっと教えてください。なくなったかわりに、今どういった形の運用方法がされるのかということです。

○消防署長 委員お尋ねのテレドームから変更になった件ですけども、テレドームからの変更は7月1日からになっております。7月1日から火災情報をNTTコミュニケーションズの回線を使っての対応になっております。

今までテレドームというのは話し中がないということだったんですけども、最近、メール配信等での周知も多くなったということから、現在12回線を確保したサービスを行っております。今のところ、つながらなかったというような話は出ておりません。

○伊藤委員 実際、テレドームがあってもなかなかこのときに、聞かれる回数も少なくなってきたということで、実際、あんしん・安全ねっどですか、その辺のところ結構わかるものですから、実際使用回線料が非常に高いものですから、この分がなくなったということで非常にありがたいという形になると思うんですけども、ぜひともまたそういう周知方法も考えていただくということで、我々議員は実際入ってきまして、場所も特定されて、場所等もわかるもので、すぐ行けるんですけども、実際、地域の方からこの住所だけではどこかわからんという、住所というか場所がわからんというこ

とが結構ありますので、そうした中でやはりこういうこともできますよということ、もう少しPRをしていただけたらということをおもっておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はござひますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 08 分　　休　憩

午後 2 時 09 分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 09 分　　休　憩

午後 2 時 24 分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

行政視察について

○委員長　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

資料につきましては、タブレットに配信をしておりますのでごらんください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして、正・副委員長に

一任していただいております、そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず日程は、10月16日水曜日から10月18日金曜日までの2泊3日で予定しております。

視察先と調査内容につきましては、10月16日水曜日は東京都港区でA Iの導入についてを、翌17日木曜日は千葉県佐倉市で学校プールの民間委託についてを、最終日の18日金曜日は千葉県木更津市でS D G sの市の取り組みについてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、よろしく申し上げます。

なお、詳細な資料については、来月中旬までには事務局からお届けさせていただきますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりましたが、現在、特に決まっておられません、日程や研修テーマについて、講師や何か適切なテーマがございますでしょうか。

○石原委員 委員長と2人でちょっとお話をした内容が3つあります。

案を3つといいますと、1つ目は、L I N E株式会社が地方公共団体向けのサービスとして、地方公共団体プランとして展開している内容がございます、L I N Eの行政活用です。次に、行政手続をインターネットで行えるようにするデジタル手続法について。最後に3つ目ですが、マイナンバーカードを利用して市が発行する住民票などの証明書をコンビニエンスストアで取得できるサービス、マイナンバーコンビニ交付という、この3つの案でございます。

その中でも、委員長としては、今全国的に広まりつつあるL I N Eの行政

活用を取り上げたいということですのでいただいております。以上です。

- 委員長　　今、副委員長から御提案をされましたが、この中で2人ではLINEの行政活用についてお話を伺ってみたいという思いがあるんですが。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　ありがとうございます。

それでは、テーマ、LINEの行政活用、講師はまだこれから決めますが、恐らくLINE株式会社さんの案で決定してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　御異議もないようでありますので、この案に決定いたしました。

なお、講師の御都合もございますので、その場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます、後日御報告をさせていただきます。

市民と議会との意見交換会について

- 委員長　　続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、7月10日水曜日に開かれました議会改革特別委員会において、今年度の開催方法などが協議されておりますので御報告をさせていただきます。

日時は、11月10日日曜日午後7時からで、場所は市民文化会館で開催いたします。開催方法は、最初に全体会を15分程度で行い、その後、委員会ごとに分かれて分科会を行います。全体会は第一会議室、当委員会の分科会は第二会議室で行います。

なお、意見交換会の開催に当たり分科会のテーマ及び配付資料につきましては、各常任委員会で決めることとされました。これを受けまして、本日、皆様に御協議をお願いするものです。なお、過去の委員会別テーマをタブレット端末に配信しておりますので、参考にしてください。

最初に、分科会のテーマについて何か御意見はありませんか。

何か加えたものがないものがあるなどあれば教えてください。もしなければ一任という形で。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長 正・副委員長に一任ということですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、それでは正・副委員長で協議し、決めさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の皆様には、当日午後5時半に集合していただき、会場設営などの後、来場者の受け付けなどを行っていただく予定をしております。

期日が近くなりましたら、役割分担などを含めまして、また改めて御案内させていただきますが、この件につきまして何か御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようでありますので、市民と議会との意見交換会については、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。ありがとうございます。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後2時31分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 東 猴 史 紘